

## 職員の懲戒処分について

令和元年10月21日

京丹後市役所

京丹後市職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき、職員の懲戒処分について公表します。

- 1 処分理由 信用失墜行為及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号該当）  
平成31年3月頃から同年4月頃までの間に、市内のショッピングセンター内に陳列された販売商品の女性用下着に自己の体液を付着させて汚損するとともに、同女性用下着を商品として販売不能にした。  
また、平成31年4月に同ショッピングセンター内にて女子中学生の衣服に自己の体液をかける行為、令和元年5月に市内民家において女性用下着の窃盗を行った。
- 2 処分内容 懲戒免職
- 3 処分年月日 令和元年10月21日
- 4 被処分者 消防本部峰山消防署久美浜分署 主任 34歳 男性